

# 公立大学法人九州歯科大学定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 組織及び役員
    - 第1節 役員（第7条—第11条）
    - 第2節 理事会（第12条—第15条）
  - 第3章 審議機関
    - 第1節 経営協議会（第16条—第19条）
    - 第2節 教育研究協議会（第20条—第23条）
  - 第4章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）
  - 第5章 資本金等（第26条・第27条）
  - 第6章 委任（第28条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この公立大学法人は、広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする九州歯科大学を設置し、及び管理する。

### （名称）

**第2条** この公立大学法人の名称は、公立大学法人九州歯科大学（以下「法人」という。）とする。

### （設立団体）

**第3条** 法人の設立団体は、福岡県とする。

### （事務所の所在地）

**第4条** 法人の事務所及び九州歯科大学は、福岡県北九州市小倉北区に置く。

### （法人の種別）

**第5条** 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

### （公告の方法）

**第6条** 法人の公告は、福岡県公報に登載して行う。

## 第2章 組織及び役員

### 第1節 役員

(役員)

**第7条** 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

(役員の仕事及び権限)

**第8条** 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第15条第1項各号に掲げる事項については、第12条に規定する理事会の議によらなければならない。ただし、理事会を開く暇がない場合はこの限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により、理事会の議によらずに決定したときは、理事長は、当該事項を次の理事会の際に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- 4 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 7 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 8 監事は、法人の業務を監査する。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は福岡県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

**第9条** 理事長は、法人の申出に基づき知事が任命する。

- 2 理事長は、九州歯科大学の学長となるものとする。
- 3 第1項の申出は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第71条第3項の規定に基づき設置する機関（以下「学長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 学長選考会議は、第16条第1項に規定する経営協議会を構成する者の中から当該経営協議会において選出された者3人及び第20条第1項に規定する教育研究協議会を構成する者の中から当該教育研究協議会において選出された者3人をもって構成する。
- 5 学長選考会議の委員には、現に法人の役員又は常勤の職員（教員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、学長選考会議を主宰する。

- 8 知事は、理事長が法第17条第2項又は同条第3項の規定に該当するに至ったと認めるときは、当該理事長の解任について学長選考会議に付するよう議長に依頼することができる。
- 9 前5項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命等)

**第10条** 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 法人の事務局長は、理事となるものとする。
- 3 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は常勤の職員でない者（以下「学外者」という。）が2人以上含まれるようにしなければならない。
- 4 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

**第11条** 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、理事長の任期の範囲内で理事長が定める。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、最初の任命の際学外者であったときの前条第3項の規定の適用については、その再任の際もなお学外者とみなす。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

**第12条** 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

**第13条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

**第14条** 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議決事項等)

**第15条** 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
  - (2) 法令により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
  - (3) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
  - (4) 予算及び決算に関する事項
  - (5) 職員(臨時、非常勤その他の職員を除く。)の人事及び評価の方針に関する事項
  - (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
  - (7) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
  - (8) 法人の運営について行う点検及び評価に関する事項
  - (9) その他理事会が定める重要事項
- 2 理事会は、前項各号に掲げる事項を議決するに当たっては、あらかじめ、経営協議会又は教育研究協議会の意見を聴くものとする。

### 第3章 審議機関

#### 第1節 経営協議会

(設置及び構成)

**第16条** 法第77条第1項に規定する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、次に掲げる者10人以内で構成する。
- (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者(以下この条において「学外委員」という。)
- 3 学外委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学外委員は、再任されることができる。

(招集)

**第17条** 経営協議会は、理事長が招集する。

(議事)

**第18条** 経営協議会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営協議会を主宰する。
- 3 経営協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

**第19条** 経営協議会は、次に掲げる事項のうち経営に関するものについて審議する。

- (1) 第15条第1項各号に掲げる事項
- (2) 理事長が必要と認めた事項

## 第2節 教育研究協議会

(設置及び構成)

**第20条** 法第77条第3項に規定する機関として、教育研究協議会を置く。

2 教育研究協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長となる理事長
- (2) 学部長
- (3) 理事長が定める重要な学内組織の長10人以内

(招集)

**第21条** 教育研究協議会は、理事長が招集する。

(議事)

**第22条** 教育研究協議会の議長は、理事長をもって充てる。

2 議長は、教育研究協議会を主宰する。

3 教育研究協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

**第23条** 教育研究協議会は、次に掲げる事項のうち教育研究に関するものについて審議する。

- (1) 第15条第1項各号に掲げる事項
- (2) 理事長が必要と認めた事項

## 第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

**第24条** 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 九州歯科大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供す

ること。

- (5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

**第25条** 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第5章 資本金等

(資本金)

**第26条** 法人の資本金の額は、福岡県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として福岡県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

**第27条** 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを福岡県に帰属させる。

## 第6章 委任

(規程への委任)

**第28条** 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の理事長は、知事が任命するものとする。
- 3 第11条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の学長となる理事長の任期は、4年とする。

## 附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

(平成21年5月15日認可)

## 附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。  
 (令和5年10月16日認可)

別表(第26条関係)

(1) 土地

所在及び地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )
北九州市小倉北区真鶴二丁目28番	宅地	1,259.50
北九州市小倉北区真鶴二丁目40番	宅地	1,110.74
北九州市小倉北区真鶴二丁目73番	宅地	12,403.30
北九州市小倉北区真鶴二丁目74番	宅地	6,224.79
北九州市小倉北区清水五丁目2522番8	学校用地	1,454.00
北九州市小倉北区清水五丁目2522番13	学校用地	238.00
北九州市小倉北区清水五丁目2522番15	学校用地	33.00
北九州市小倉北区清水五丁目2525番1	学校用地	5,008.00
北九州市小倉北区清水五丁目2526番13	学校用地	997.00
北九州市小倉北区清水五丁目2527番6	学校用地	2,807.00
北九州市小倉北区清水五丁目2527番32	学校用地	163.00
北九州市小倉北区清水五丁目2530番2	学校用地	1,861.00

(2) 建物

施設名称	所在地	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )
校舎(学部棟)	北九州市小倉北区真鶴2丁目74番地、73番地	鉄骨造陸屋根地下1階付12階建	15,616.51
機械室	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	12.48
講堂・店舗(講堂棟)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建	3,167.45
病院	同上	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付11階建	25,009.61
研究所(解剖棟)	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	2,234.52
ポンプ室	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	18.75

校舎（進学課程棟）	北九州市小倉北区清水5丁目25番地1、2527番地6	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	2,515.87
体育館	同上	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	3,080.08
倉庫（油脂庫）	同上	コンクリートブロック造陸屋根平家建	9.84
道場（弓道場）	同上	木造スレートぶき平家建	73.03
道場（アーチェリー場）	同上	軽量鉄骨造スレートぶき平家建	11.92
集会所（部室棟）	同上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	579.30
共同住宅 （令和5年3月除却）	北九州市小倉北区真鶴2丁目40番地	コンクリートブロック造陸屋根2階建	159.68
共同住宅 （令和5年3月除却）	北九州市小倉北区真鶴2丁目40番地、28番地	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	626.88
ポンプ室 （令和5年3月除却）	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	6.00
物置 （令和5年3月除却）	同上	コンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	21.32
物置 （令和5年3月除却）	同上	コンクリートブロック・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	21.32